

番号	評価項目No.	質問内容	回答
1	I 調書 その6	パッケージ形空調機の場合で、一つの屋外機で、居室、廊下、その他の室等複数の用途を空調している場合の調書の記入方法について教えてください。	パッケージ形空調機について、一つの屋外機で使用用途の違う複数の室に空調している場合でも、行は分けずに記入して下さい。
2	I 調書 その8	ガイドラインに「ホテル等の客室の合計床面積を対象とし、照明パターンが複数ある場合の消費電力は、最も多い客室タイプの消費電力としてもよいものとする。」とありますが、どのように入力すればよいでしょうか。	床面積の欄に客室の合計床面積を入力した上で、最も多い客室タイプの消費電力[W/m ²]と同値になるように、1台あたりの消費電力[W]・照明器具台数を記入してください。
3	I 1.1	CO ₂ 削減推進会議について、全てのテナントに対して会議を行うことが必要でしょうか。	全てのテナントを含む形で会議を行うことが必要です。
4	I 1.1	CO ₂ 削減推進会議について、1つの認定申請事業所内において、複数建物があり、所有者、管理者等が各々別な場合、会議は各々で行う形でもよいでしょうか。	CO ₂ 削減推進会議は各々設置されていても結構ですが、各々の建物を1つの認定申請事業所として統括するCO ₂ 削減推進会議体は必要になります。
5	I 1.1	CO ₂ 削減推進会議について、統括管理者・技術管理者・エネルギー管理責任者についての条件はありますか。	「統括管理者」「技術管理者」の条件につきましては、以下のHPに記載ございますので、参照願います。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/3%2850%29%20Sui%20shinn_taisei.pdf エネルギー管理責任者についての資格要件は定めておりませんが、認定ガイドラインではP6で「事業所内の設備機器等の運用、保守等を管理する責任者」としています。
6	I 1.1	エネルギー管理責任者と統括管理者等の兼務は可能でしょうか。	エネルギー管理責任者と統括管理者の兼務は可能です。
7	I 1.1	特定テナント連絡会議について、複数ある特定テナントに対して、個別に行なってもよいでしょうか。	個別に行なっても結構です。
8	I 2.3	管理標準等の整備について、判断基準(1)の項目に記載されている設備(燃烧設備、熱利用設備、排熱回収設備等)全てにおいて運転マニュアルが必要でしょうか。	貴事業所の該当する全ての設備について必要です。
9	I 2.4	省エネルギー計画書は作成していますが、公的機関には提出しておらず、押印はありません。 平成14年(2002年)以前竣工ではありませんが、保管している場合は「整備」と判断してもよいでしょうか。	省エネ計画書を作成し、保管している場合は、「整備」としていただいて結構です。
10	I 3.1	BEMSは導入されていませんが、複数の監視システムがあり、総合するとBEMS機能を満足している場合には、BEMSが導入されている場合と同様に評価してよいでしょうか。	BEMSが導入されているものとして評価して結構です。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
11	I 3.1	建物が複数ある事業所で、BEMS等を導入している建物と、導入していない建物がある場合、どのように評価すればよいでしょうか。また、BEMS等を導入している場合で、建物ごとにBEMSの機能が異なる場合どのように評価すればよいでしょうか。	認定申請事業所全体のエネルギー消費量に対して、概ねBEMS等が導入されていれば、BEMSが導入されていることとして結構です。その場合で、建物ごとにBEMSの機能が異なるときは、認定申請事業所全体のエネルギー消費量に対して、概ね「基本BEMS+拡張機能」が導入されていれば「基本BEMS+拡張機能」を選択し、それ以外の場合は「基本BEMSのみ」を選択してください。
12	I 3.2	需要率、負荷率及び不等率の把握に必要な計測機器とは、具体的にどのような機器であればよいでしょうか。	電力量計、電圧計、電流計等で把握した値を用いて、次の式で需要率、負荷率及び不等率の算出を行い、数値を把握されていれば、それらの計測機器で結構です。 ・需要率[%]=(最大需要電力[W]/設備容量の合計[W])×100 ・最大需要電力=電力量の最大値[W] ・負荷率[%]=(平均需要電力[W]/最大需要電力[W])×100 ・不等率=系統に接続されている負荷の最大需要電力の和[W]/系統の最大需要電力[W]
13	I 3.2	需要率、負荷率、不等率は瞬時値を目視で管理することでもよいでしょうか。	瞬時値を目視で管理するだけではエネルギーの無駄やロスを発見することは困難であるため、「採用無し」となります。
14	I 3.2	判断基準(2)に、「電流計及び電圧計の記録から変圧器の需要率、負荷率及び不等率を算出している場合」と記載がありますが、点検頻度(月1回以上等)については定められていますでしょうか。	点検頻度については定めておりません。事業所で決定していただいて結構です。季節ごとの代表日数日で算出している程度で結構です。
15	I 3.3	評価項目 I 3.3と I 3.4の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入について、違いを教えてください。	『I 3.3エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入』は、エネルギー消費先区分の細目(熱源本体、給湯、照明など)ごとのエネルギー消費量(何にエネルギーを使用しているか。)を把握するための計測・計量設備の導入を評価する項目です。一方、『I 3.4 系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入』は、系統別(例えばフロア別、東西エリア別など)ごとのエネルギー消費量(どこでエネルギーを使用しているか)を把握するための計測・計量設備の導入を評価する項目です。 I 3.3とI 3.4の計測・計量設備は、同じものとなる場合もあります。
16	I 3.3	使用量把握に必要な計測・計量設備の導入について、BEMS等に取り入れていないLPG使用量、店舗の都市ガス使用量、非常用発電機燃料(A重油)なども対象になるでしょうか。	BEMS等に取り入れていない場合も評価対象となります。ただし、テナントが直接契約している都市ガス、燃料等の使用量については対象外として結構です。
17	I 3.3	使用量把握に必要な計測・計量設備の導入について、消防設備機器、排煙機等の防災機器(通常使用しない機器)についても対象になるでしょうか。	消防設備機器、排煙機等の防災設備で通常使用しない機器は評価の対象外です。
18	I 3.3	ある計測・計量設備で把握しているエネルギーの消費先について、複数のエネルギー消費先区分の細目にまたがっていて、細目の特定ができていない場合、「把握なし」となると解釈してよろしいでしょうか。	「把握なし」となると解釈してください。
19	I 3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入について、認定申請事業所が熱供給施設の場合の評価方法を教えてください。	熱供給施設では、熱量については評価の対象ではありません。 電力量については、熱供給施設の中の「どこ」でエネルギーを使用しているか把握ができる計測・計量設備を設置しているかどうかを評価してください。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
20	I 3.4	I.3.4～3.7、4.7、II 3a.1、3a.8、3a.10、3a.11、3a.17、III 1a.5、1a.6、1a.9の評価基準に、熱源等に関する「計量した熱量」または「熱量計」に関する記載があります。これらは「流量計」+「温度計による差」を用いた熱量の値を用いることで「該当」としてよいでしょうか。	「該当」として結構です。ただし、温度差については、設計温度差ではなく、計測している温度差としてください。
21	I 3.4	一つの幹線で親盤面にメータがあり、電源渡りの盤が3つある場合、盤面数はいくつでしょうか。	幹線が1つ、分電盤が4つ(内、メーターは親盤のみ設置)並列に配置されていることが確認できれば、計量・計測設備を1つとカウントしてください。
22	I 3.4	ポンプの系統が冷水系統と温水系統で分かれている場合は、冷水系統と温水系統で分けて考えてよいでしょうか。それとも、冷水系統と温水系統で一つの熱源系統として考えなければならないのでしょうか。	冷水系統と温水系統で分けて考えて結構です。
23	I 3.6	評価内容において、「電力量・熱量・温度を含む使用量の把握」とありますが、その3項目を漏れなく把握している必要があるでしょうか。	電力量・熱量及び温度の使用量全てを把握する必要があります。例えば、熱量の計測をしていない場合等は採用となりません。
24	I 3.6	評価項目において、「代表階数」「代表エリア」とありますが具体的に説明をお願いします。	代表階とは、基準階のうち、電力量、熱量及び温度の特定ができる計測・計量設備が導入されているフロアです。代表エリアとは、基準となるエリアの内、電力量、熱量及び温度の特定ができる計測・計量設備が導入されているエリアです。
25	I 3.6	同一の設備システム及び設備機器を導入している複数の基準階又は基準となるエリアがない場合、どのように代表階又は代表エリアを設定すればよいか。	基本的には任意に設定可能ですが、事業所の主たる用途を代表するような階やエリアを、代表階又は代表エリアとして設定してください。
26	I 4.4	冷凍冷蔵庫およびショーケースについて、テナント設置分を含めて評価を行うのでしょうか。	テナント設置分も含め、全てを対象として評価を行ってください。
27	I 4.6	対象となる改善策は、設備等を改修したものに限られるでしょうか。	対象となる改善策は、設備等を改修していないものも含む全ての改善策です。
28	I 4.6	検証結果について、効果の大小(又は有無)は問われるでしょうか。	検証結果について効果の大小(又は有無)は問いません。改善策に対して、その効果の検証結果をまとめていることが証明できれば結構です。
29	I 4.7	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準(1)の「標準使用状態」とは、テナントの入居率が何割以上の場合という定義があれば教えてください。	何割以上が標準状態になるという定めはありません。テナント入居率が低い場合であっても、事業所が標準使用状態であると判断されているのであれば、「標準使用状態」とみなして結構です。
30	I 4.7	本項目では、熱源システムCOPを算出することとなっていますが、熱源システムCOPは、熱源全体で算出しなければならないでしょうか。それとも、系統別で算出していれば問題ないでしょうか。熱源は全台稼働することはほとんどないため、熱源全体で熱源システムCOPを算出することが困難です。	熱源全体で算出していなくても、系統別で熱源システムCOPを算出していれば、結構です。
31	I 4.7	ガイドラインにある熱源機COP(熱量/電力量・ガス量)を計測する上で、各熱源機に流量計が設置されておりません。温度差は中央監視データを利用、熱源機の流量は、コミッションングを実施する付近で1度測定した値を利用して熱量を算出しようと思っております。その手法でよいでしょうか。	熱源機ごとに個別に流量を計量し、熱源機COPの算出をしていなければ、「実施無し」となります。

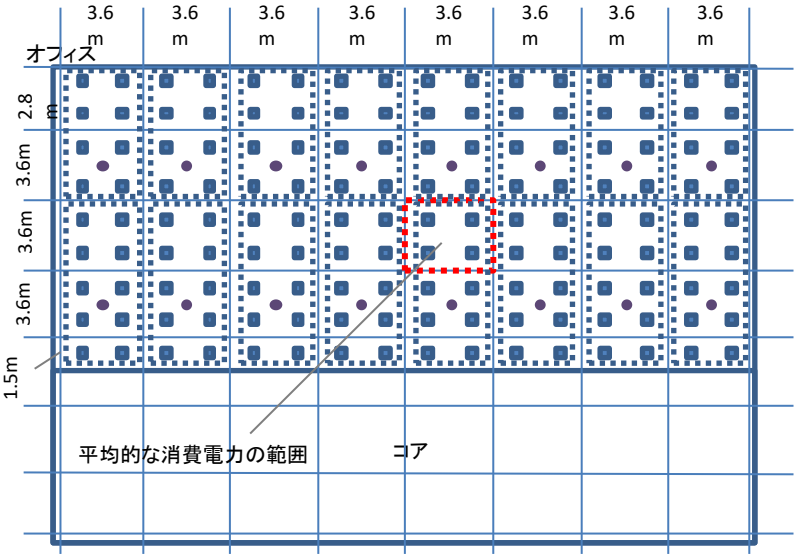
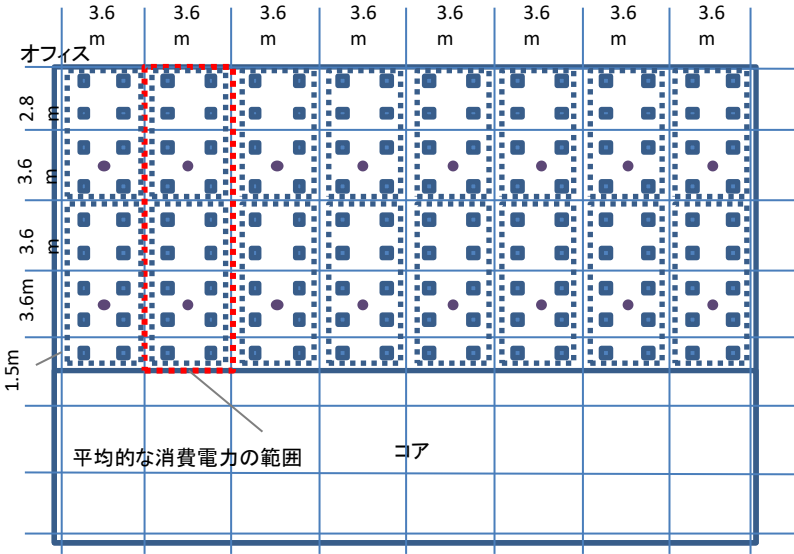
番号	評価項目No.	質問内容	回答
32	I 4.7	第一計画期間では、空調機に関するコミショニングは実施していましたが、具体的にATFを算出したコミショニングまでは実施しておりません。 第二計画期間ガイドライン公表後、判断基準にATFに関する取組が記載されていたため、エネルギー解析報告で日常的にATFの算出・確認を行っており、その実施記録があります。 この場合、「実施」とみなせるでしょうか。	コミショニングを行っていた場合であって、一部不足していた内容を追加的に実施、もしくは、エネルギー解析報告等で日常的に確認されている場合は、「実施」として結構です。その際、ATF等の数値は、実績値からの算出に限らず、その指標に類するものが算出されていれば結構です。
33	I 4.8	判断基準(1)ア～エの内容について、データの更新頻度が異なる場合、最も頻度の高いもので評価してよろしいでしょうか？	最も更新頻度の高いもので評価していただいて結構です。
34	II 1.1	明るさセンサーによる昼光利用制御を導入しているのみの場合、「採用」とみなせるでしょうか。	「採用」とはなりません。ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、光ダクトシステム、太陽光採光システムその他の昼光利用効率の向上のための措置等が導入され、かつ、明るさセンサーによる昼光利用制御を導入していることが必要となります。
35	II 1.2	屋に窓を2方向以上開口することにより自然通風している場合でも、自然通風を利用したシステムが導入されていることとしてよいでしょうか。	手動による運用でも、中間期に空調が停止され、空調エネルギーが削減されていれば、自然通風を利用したシステムが導入されているとしていただいて結構です。
36	II 2.1	事業所内にある3棟の建物のうち、1棟はその他2棟に比べて十分に規模が小さく、ポイント法にて省エネ法の届出を行っている場合、取組状況入力シートにはその他2棟のPAL値を入力することによってよろしいでしょうか。	結構です。
37	II 2.1	最も新しい建物が、2002年6月以降竣工の事業所ですが、着工が2002年6月以前であり、着工前に省エネルギー計画書の提出義務がありませんでした。そのため、省エネルギー計画書は作成・保管していますが、所管行政庁や公的機関には提出しておらず、押印はありません。 この場合も保管してある省エネルギー計画書のPAL値を記入してもよろしいでしょうか。	最も新しい建物が2002年6月以降竣工であるが、省エネルギー計画書の提出義務がなかったことにより、公的機関等の認証や所管行政庁の受領印がない場合で、ガイドライン判断基準(1)にて評価を行いたい場合の対応は以下をご参照ください。 ・東京都環境局に提出をした建築物環境計画書の写し又はホームページでPAL、各CECの数字を確認できる場合には、建築物の省エネ措置の届出に係る添付資料様式令に示されているPAL計算表、各種CEC計算書、拾い図等が整備されている状態と判断し、本項目について、PAL値の記載を行っていただいて結構です。 ・建築物環境計画書の提出を行っていない場合(建築物環境計画書制度開始前含む。)、建築物の省エネ措置の届出に係る添付資料様式令に示されているPAL計算表、各種CEC計算書、拾い図等の省エネ計画書の書類一式が確認できれば、省エネ計画書が整備されていると判断し、本項目について、PAL値の記載を行っていただいて結構です。
38	II 2.1	事業所内には竣工年の異なる複数の棟があります。最も古い建物は竣工年が2002年6月以前であるため省エネルギー計画書は整備されており、最も新しい建物は竣工年が2002年6月以降であるため、省エネルギー計画書(所管行政庁の受領印あり)が整備されています。この場合、本項目はどのように記入すれば良いでしょうか。	年間熱負荷係数PALの欄に省エネ計画書のある建物分を記載し、年間熱負荷係数PAL*又はPALが不明な場合の欄は空欄としていただいて結構です。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
39	II 2.2	対象となる出入口について、補足説明をお願いします。	建物の外部と内部をつなぐ扉で、かつ、その扉が空調空間と非空調空間の境であるときのみ対象となります。(ただし、非常口等の、通常は施錠されていて、非常時にのみ使用される扉等は除きます。) 又、外部から直接テナントに入れる出入口は含みます。
40	II 2.4	「主たる居室のいずれか」とありますが、部屋の一部だけに導入している場合でも評価されますか？	評価されません。主たる居室の過半以上に導入していることが条件となります。
41	II 3a.1	空調加湿用の蒸気ポイラは、評価対象となるでしょうか。	評価の対象になります。
42	II 3a.1	定格エネルギー消費量が竣工図と現地の銘板で異なる場合、どちらを正として記入すればよいでしょうか。	原則、銘板としてください。また、機器完成図がある場合はそちらも参考にしてください。
43	II 3a.2	フリークーリング専用で冬期に使用している冷却塔がありますが、評価対象となるでしょうか。	フリークーリング用の冷却塔も評価対象としてください。
44	II 3a.3	高効率空調用ポンプの導入について「BS(British Standard)規格」に準拠(JIS相当)したモータは、高効率(IE2)モータと評価してよいでしょうか。また「高効率(IE2)モータ」と評価するのは、具体的にどのような数字が判定項目になりますか。	効率値が国際規格IEC60034-30及びJIS C 4034-30で規定されている効率クラスの数値を上回っていれば、高効率(IE2)モータの対策要件を満足しているとみなし、高効率(IE2)モータとして評価してください。プレミアム効率(IE3)モータも同様です。
45	II 3a.13	地域冷暖房を受入れており、そのあとにブースターポンプで熱交換器を介さないで空調2次側機器に供給する場合のブースターポンプは、1次ポンプか、2次ポンプかどちらで判断すればよいでしょうか。	空調2次ポンプとしてください。
46	II 3a.16	熱交換器を塗料等で部分的に断熱している場合でも、「採用」となるでしょうか。	部分的な断熱では、適切な断熱効果が得られないため、「採用なし」となります。
47	II 3a.22	低層階のみや高層階のみ導入といったように、一部だけに導入すれば「採用」とみなせるでしょうか。	一部でも採用されていれば「採用」となります。ただし、ガイドラインにも記載がありますように、適切な濃度管理が行われている場合であって、その系統の空調2次ポンプの台数制御及びインバータ制御による変流量制御、末端差圧制御が導入されているときに限ります。
48	II 3b.4	ビルマルチ型パッケージ空調機と共に、外気取入用の全熱交換器ユニットを装備する系統の場合、空調機連動機能により、ビルマル立上げ時に全熱交換器ユニットの外気導入抑制を行うものも「採用」となるでしょうか。	ウォーミングアップ時の外気遮断制御が導入されている場合は、「採用」となります。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
49	II 3b.4	外調機と内調機が直列の場合、当評価項目において評価してよいか。	<p>認定ガイドラインp.56にあるとおり、「外気導入量は設計外気量とし、外調機と空調機が直列につながっているようなシステムの場合は、空調機外気導入量が重複しないように、どちらかの機器側のみに外気量を計上」して、データを入力する必要があります。</p> <p>調書上、直列でつながっている場合、内調機の外気量の欄のみ外気量を記入してウォーミングアップ制御を「○」とするか、外調機の欄にのみ外気量を記入して「○」とするか、どちらかとしてください。</p>
50	II 3b.6	電気室の定義を教えてください。	<p>II 3b.6でいう「電気室」とは、第2号様式その9で対象としている特別高圧及び高圧の変圧器(スコット変圧器を除く。)を設置している部屋のうち、換気又は空調をしている部屋となります。変圧器が電気シャフト内に設置されていても、換気又は空調をしていれば「電気室」となります。</p> <p>ただし、通信機器や蓄電池の専用室で室温設定を30℃にできない室を除きます。</p>
51	II 3b.7	<p>冷気と暖気が混合しない処置を施したエリアの床面積の考え方について、次の各々の場合について教えてください。</p> <p>(1)床面積とは、ラック自体と処置を施した床面積だけではなく、その周囲にあるラックへのアプローチ通路も含めて考えてよいでしょうか。</p> <p>(2)処置をしたラック群としていないラック群の間に仕切りがない場合、双方の端となる2つのラックの中心を境界線として床面積を算定してよいか。(例えば、双方のラック間の距離が4mある場合、2mのラインを境界としてよいでしょうか)</p> <p>(3)処置を施したエリアが1室だけではなく点在している場合、床面積を集計して100㎡以上あれば「採用」としてよいでしょうか。</p> 	<p>(1)(2)面積がわかる拾い図等を作成し、根拠として示していただければ、ご質問の通りになっていただいて結構です。</p> <p>(3)点在している処置を施したエリアのラック数を集計したうえで、全ラック数に対しての導入割合で評価してください。ただし、導入割合が5%未満の場合であっても、点在しているエリアの設置面積(ラック及び前面通路)の合計が100㎡以上であれば、「5%未満・100㎡以上に採用」を選択いただいて結構です。</p>
52	II 3b.8	負荷変動によって風量ノッチの切り替え(強中弱等)を直接換気機器のファンで行なう制御も「採用」となるでしょうか。	<p>インバーターによる比例制御は必須となります。</p> <p>風量ノッチの切り替え(強中弱等)を直接換気機器のファンで行なう制御だけでは「採用無し」となります。</p>
53	II 3b.8	複数の個室にまたがる外調機を室内側CAVの台数でインバータ制御している場合、「採用」としてもよろしいでしょうか。	<p>本評価項目には該当ませんが、手動インバーターを採用として「II 3b.35 ファンの手動調整用インバータの導入」で評価していただいて結構です。</p>

番号	評価項目No.	質問内容	回答
54	II 3b.10	別置きの気化式加湿器も評価対象となるでしょうか。	別置き気化式加湿器も対象としていただいて結構です。空調用総外気導入量(厨房用を除く。)は、その系統の空調機の総外気導入量を対象としてください。
55	II 3b.12	温度だけ計測し外気冷房有効の判断を行い、冷水より優先的に外気で冷房するシステムでも「採用」となるでしょうか。	温度だけ計測し判断するシステムは、本評価項目の外気冷房システムに該当しません。
56	II 3b.13	ビルマルチ型パッケージ空調機と共に、外気取入用の全熱交換器ユニットを装備するシステムの場合、全熱交換器ユニットにCO ₂ センサーを追加することで外気量を抑制することができる場合は、「採用」となるでしょうか。 また、「空気汚れ」を検知するセンサーを用いることでも「採用」となるでしょうか。	CO ₂ センサーを追加することで外気量制御ができ、CO ₂ 濃度設定が900ppm以上で運用されている場合は、「採用」としていただいて結構です。 「空気汚れ」を検知するセンサーを用いる場合は、「採用」になりません。
57	II 3b.13	CO ₂ 濃度を測定し、手動で外気導入量を制御している場合、「採用」となるでしょうか。	II 3b.13の評価項目は自動制御で実施している場合のみを対象としています。手動で調整している場合は、III 1b.2で評価していただくことが可能です。
58	II 3b.16	空調の最適起動制御機能の導入はしているが運用はしていない場合、「採用」となるでしょうか。	最適起動制御の設備が導入され、適切に制御されている場合のみ評価されますので、「採用無し」となります。
59	II 3b.18	給気ファンが発停制御、排気ファンが可変ピッチ制御の場合、「採用」となるでしょうか。	給気ファンは「採用」、排気ファンは「採用無し」となります。
60	II 3b.19	熱源機械室が無く、熱源機器の全てが屋外又は屋上にある場合、「取組状況の程度」はどれを選択すれば良いでしょうか。	「燃焼機器無し」を選択してください。
61	II 3b.20	判断基準(1)アに「全熱交換器の排気量が外気量又は給気量の50%以上確保できている。」とありますが、具体的な内容を教えてください。	たとえば、トイレ等、その他の排気がある場合で、全熱交換器の排気量が外気量又は給気量の50%以上確保できていない場合、全熱交換器の効果が十分に発揮されず、省エネ効果が低減します。
62	II 3b.29	下吹空調機により、サーバー本体の高発熱部分のラック直下から直接発熱体を冷却する方式を採用している場合、その方式は局所冷房設備に該当すると考えてよいでしょうか。	ご質問の内容の場合、サーバールーム全体に対するベース空調であり、局所冷房とは異なります。本評価項目には該当しません。
63	II 3b.30	厨房の中に複数の換気システムがある場合の室数の考え方はどのように判断すればよいでしょうか。	厨房の室の中に一部でも高効率厨房換気システムが導入されていれば、高効率厨房換気システムが導入されている室として結構です。
64	II 3b.31	空調時間帯を通した平均で、1時間に10分以上空調機を停止している場合、空調機の停止している時間が1時間に10分以下の時間帯があっても、間欠運転制御が導入されているとしてよいでしょうか。	空調機の停止している時間が1時間に10分以下の時間帯がある場合は、間欠運転制御が導入されているとはなりません。
65	II 3b.32	給排気ファンの制御方式としては、スケジュールタイマーによる間欠運転でも「採用」となるでしょうか。	スケジュールタイマーによる間欠運転は「採用」になりません。インバータ制御又はポールチェンジ制御のみが「採用」となります。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
66	II 3c.1	各階エレベーターホールは、どの用途として扱えばよいでしょうか。	認定ガイドラインp.59 に記載のあるとおり、廊下として取り扱ってください。
67	II 3c.1	床面積当たりの消費電力を計算する場合において、ランプのワット数を消費電力としてよいでしょうか。	照明の消費電力には、ランプで消費される電力量と、器具(安定器を含む。)で消費される電力量がありますので、照明器具の消費電力を記入してください。
67	II 3c.1	「照明パターンが複数ある場合の消費電力は、最も床面積の大きいものの消費電力としてもよいものとする」とありますが、これはどういう意味でしょうか。	例えば商業施設において、複数の店舗テナントがある場合、その内の床面積が最大のテナントの消費電力について評価し、その結果を全テナントの面積について適用としても良いということです。
68	II 3c.1	イベント等のみの使用で、普段使用しない器具も評価の対象となるでしょうか。	舞台照明のようなもので、日常的に使用していないものは評価に含めなくても結構です。ただし、常設のもので日常的に使用しているものは評価に含める必要があります。
68	II 3c.1	認定ガイドラインp.58～59の表・主たる室用途と消費電力の判断基準に「照明パターンが複数ある場合の消費電力は、最も多いタイプの消費電力としてもよいものとする。」 「照明パターンが複数ある場合の消費電力は、最も床面積の大きいものの消費電力としてもよいものとする。」とありますが、ここでいう「照明パターン」とはどのようなことを指しているのでしょうか。	照明パターンとは主たる照明器具種類、主たるランプ種類及び照明機器の配置の組み合わせの種類を指します。
69	II 3c.1	「主たる室用途」のいずれにも該当しない室の扱いを教えてください。 例) 休憩室、喫煙室、等	「主たる室用途」に該当しない室は評価の対象としないで結構です。
69	II 3c.1	主たる廊下の範囲についての定義を教えてください。	主たる廊下の範囲とは、主たる室用途に面する廊下や・基準階の廊下・面積的に大きい廊下のことを指します。
70	II 3c.1	ハロゲンランプからLEDランプに変更した場合、照明器具を変更していなくても評価の対象となるでしょうか。	照明器具を交換していなくても、評価の対象となります。 消費電力については、メーカー等に問い合わせていただき、取得したメーカー回答書などを根拠資料とし、調書に記入して下さい。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
71	II 3c.1	<p>照明の簡易評価を行う場合に、基準階事務室の平均的な消費電力の範囲として、下記の部分で問題無いでしょうか。</p> 	<p>貴事業所のような場合には、異なる照明や、異なるスパンに配置されている部分を含むよう、下記のように範囲を設定してください。なお、オフィス部分の室全体を範囲としても問題ありません。</p> 
72	II 3c.4	<p>照明器具(2灯式)のうち 1灯にダミー管を設置しています。この場合、間引き点灯が可能なゾーニング制御として評価できるでしょうか。</p>	<p>ダミー管は2灯式を1灯に間引く際に両方消灯することを防ぐためのもので、「ランプを抜いている場合はこれに含まない」に該当するため、「採用無し」となります。</p>
73	II 3c.4	<p>照明のゾーニング制御で、3/4点灯以下の点滅の割合の算出方法を教えてください。</p>	<p>「消費電力」で判断して下さい。</p>
74	II 3c.13	<p>事務室の天井照明を間引き点灯とし、各自のデスク照明を点灯する場合、「実施」となるでしょうか。</p>	<p>ご質問の内容の場合、本項目の「実施」になりません。間引き点灯の場合は、タスク&アンビエント照明システムとはみなしません。</p>
75	II 3c.13	<p>アンビエント照明の照度が300lx以下であり、タスク照明を設けていない場合、「実施」となるでしょうか。</p>	<p>ご質問の場合、タスク&アンビエント照明が導入されていることにはなりませんので、「実施無し」となります。</p>
76	II 3c.15	<p>昼光により照明の照度を調光する制御システムが導入されており、照明エネルギーが低減できるシステムとなっておりますが、点滅制御は行っていません。この場合、「採用」となるでしょうか。</p>	<p>3c.15は点滅制御がある場合のみ「採用」となります。ご質問の場合は、3c.8「照明の昼光利用照明制御の導入」で評価されます。</p>

番号	評価項目No.	質問内容	回答																				
77	II 3c.16	器具スイッチとは、器具一台につきスイッチが1つ必要でしょうか。	ここでいう器具スイッチとは、器具一台につき1つスイッチがあることを言います。																				
78	II 3c.17	誘導灯の消灯制御の導入について複数建物のうち、1棟のみ導入されていない場合、「採用」となるでしょうか。	認定申請事業所内に複数の建物がある場合は、いずれかの建物でその建物全体を消灯制御していれば、「採用」となります。																				
79	II 3d.1	給水ポンプには湧水ポンプ、排水ポンプ、散水ポンプは含まれるでしょうか。	湧水ポンプ、排水ポンプ及び散水ポンプは、給水ポンプではありません。また、その他の設備に係るポンプにも含めなくて結構です。ただし、稼働時間が長いポンプについては、その他設備に係るポンプとしてください。																				
80	II 3d.2	大便器の節水器具の導入について設置してあるフラッシュバルブが8～13ℓ/回に調整可能である場合は、大便器の洗浄流量に関係なく、「採用無し」となってしまいますか。	<p>次に評価の例を示します。</p> <table border="1"> <tr> <td>大便器洗浄水量</td> <td>13L</td> <td>13L</td> <td>10L</td> <td>13L</td> </tr> <tr> <td>フラッシュバルブ調整可能範囲</td> <td>8～13Lの範囲で調整可能</td> <td>8～13Lの範囲で調整可能</td> <td>8～13Lの範囲で調整可能</td> <td>最大10Lの範囲で調整可能</td> </tr> <tr> <td>実際の水量</td> <td>13L</td> <td>10L</td> <td>10L</td> <td>10L</td> </tr> <tr> <td>評価 (○: 採用) (×: 採用無し)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※表の左側から2つの目の例は実際の水量が10Lであるが、大便器の性能ではないこと、検証が不可能なこと等の理由により、「採用無し」となります。</p>	大便器洗浄水量	13L	13L	10L	13L	フラッシュバルブ調整可能範囲	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	最大10Lの範囲で調整可能	実際の水量	13L	10L	10L	10L	評価 (○: 採用) (×: 採用無し)	×	×	○	○
大便器洗浄水量	13L	13L	10L	13L																			
フラッシュバルブ調整可能範囲	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	8～13Lの範囲で調整可能	最大10Lの範囲で調整可能																			
実際の水量	13L	10L	10L	10L																			
評価 (○: 採用) (×: 採用無し)	×	×	○	○																			
81	II 3d.2	大便器の水量の計測方法について規定はありますか。	水量の計測方法について規定はありません。どのような方法でも結構です。																				
82	II 3d.2	大便器の水量について、13Lのフラッシュバルブに対し、節水器を入れることにより10L以下にした場合でも、「採用」となるでしょうか。	10L/回以上のフラッシュバルブに大便器自体の洗浄水量が10L/回以下の節水器具を取り付ける等の対策を行い、最大洗浄水量が10L/回以下であることを根拠資料で示すことができるときは、「採用」となります。																				
83	II 3d.3	便座に組み込まれた学習型のプログラムタイマーを用いて、休日・夜間の便座加温設定温度やスケジュールを決定する形式の洗浄便座は、遠方停止やセキュリティ連動機能を持たない場合でも、「採用」となるでしょうか。	ご質問の内容の場合、「採用」としていただいて結構です。																				
84	II 3d.5	身障者用トイレ又は多目的トイレで、女性が使用するとと思われるものであれば女子便所に該当するでしょうか。	身障者用トイレ又は多目的トイレも女子便所に該当します。																				
85	II 3e.1	小荷物専用昇降機は「昇降機」の評価対象に該当しないと考えてよいでしょうか。	対象外として結構です。																				
86	II 3f.1	コピー機など、リースやレンタル品の場合も、評価対象となるでしょうか。	リースやレンタル品の場合も対象になります。																				

番号	評価項目No.	質問内容	回答
87	II 3f.1	グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」が2012年2月に変更されております。 認定ガイドラインに定めているグリーン購入法適合商品とは、2012年2月に変更された内容に適合していないといけなんでしょうか。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が変更される前に購入したオフィス機器である場合は、変更前の基本方針に適合していれば「採用」として結構です。また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が変更された後に購入したオフィス機器である場合は、変更後の基本方針に適合していなければ、「採用無し」となります。
88	II 3f.2	スケジュール制御ではなく常時消灯でも採用していると考えてよろしいでしょうか。	常時消灯でも、「採用」としていただいて結構です。
89	II 3f.5	ブロウとは汚水又は中水処理施設に付属しているブロウのことを指すのでしょうか。	事業所内にある送風機のうち、圧縮比1.1～2程度、吐出圧力が10～100kPa(0.1～1.0kgf/cm ²)の範囲のものが対象になります。汚水又は中水処理施設のブロウが代表的ですが、その他にも事業所内に存在すれば対象になります。
90	III 1a.1	事業所はオール電化だが、非常時を考慮し、ボイラーを設置している。 ボイラーを使用するのは、煤煙測定と、定期点検のときで、ともに1時間程度の使用である。“燃焼機器無し”と判断してよいでしょうか。	予備機に該当すると判断できますので、ご質問にあるボイラーは対象となります。
91	III 1a.10	コージェネレーション設備の効率を算出する際、年間発電量は実績でなければなりませんでしょうか。また、実測値が分からない場合、運転時間の実測値と定格発電容量を使用して算出してもよいでしょうか。	実測値が分からない場合は、「実施無し」となります。年間発電量は定格値ではなく、申請前年度の実測値を用いてください。
92	III 1a.14	「熱源不要期間の電源供給停止」、又は「夜間運転停止」とありますが、運転停止の場合には、電源供給停止の必要はあるでしょうか。	必要です。ただし、夜間は、電源供給停止の必要はありません。運転停止をしていれば、「実施」としていただいて結構です。ただし、台数制御により運転が停止しているもの(スタンバイ状態であるもの)は運転停止に該当しません。
93	III 1a.15	2棟ある場合で、1棟が「実施」していて、もう1棟が24時間空調の系統があるときは、「実施」となるでしょうか。	「実施」としていただいて結構です。
94	III 1a.15	熱源がない(DHC受入である)が、空調2次ポンプの起動時間の適正化は行っている。この場合、「実施」となるでしょうか。	DHC受入で、空調用2次ポンプがある場合、空調2次ポンプの起動時間の適正化を行っていれば「実施」として結構です。
95	III 1b.2	CO ₂ 制御又は外気温湿度のどちらか一方により外気導入を判断している場合、「実施」と考えてよいでしょうか。	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準(1)で、「室内CO ₂ 濃度「及び」外気温湿度により」としているため、ご質問の場合は、実施無しとなります。
96	III 1b.3	テナントの空き室は対象外として考えてよろしいでしょうか。	テナントの空き室も対象としてください。テナントが空き室の場合は、その部分は「実施無し」となります。テナントビルの場合は空き室があることも想定し、取組状況の判断基準を緩和しております。
97	III 1b.3	主たる居室すべてにおいてビル管法の測定をしていなければ「実施」とならないのか。	空気環境測定はビル衛生管理法に基づいた計測を行っていれば結構です。判断基準(1)イに記載のとおり、空気環境測定結果報告書の作成が、法的に不要な場合は、自主的に室内温度を測定した結果をまとめた書類が作成され、室内温度が26℃以上であれば結構です。ただし、天井内空気温度および還気ダクトの戻り空気温度は、評価の対象外となります。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
98	Ⅲ 1b.4	CO及びCO ₂ 濃度にて運転制御していますが、結果的に1日12時間以上停止していません。CO及びCO ₂ 濃度による制御では「実施」と評価されないでしょうか。12時間以上停止を根拠資料(運転実績データ)で示せば、「実施」としてよいですか。	自動制御が有効に機能している場合も実施とみなしますので、12時間以上停止していることを根拠資料(運転実績データ)で示せば、「実施」として評価してください。
99	Ⅲ 1b.8	テナントの意思で空調設定温度を変えられる場合、実際の室内温度の履歴がわからなければ、「実施無し」となるのでしょうか。運転操作マニュアルが根拠資料となるでしょうか。	運転操作マニュアルでは根拠資料となりません。実際の室内温度の記録が必要となります。
100	Ⅲ 1b.8	2管式の空調機で冬季冷房している場合は、ウォームビズの実施は評価対象外とし、クールビズの実施のみで評価してもよいでしょうか。	2管式の空調機で、年間、冷水のみを供給している場合は、クールビズの実施のみで評価していただいて結構です。
101	Ⅲ 1b.8	利用者が設定温度を自由に変更できるため、実際の室内温度の根拠資料を空気環境測定結果にする予定ですが、空気環境測定について、複数のデータがある場合どのように評価すればよいでしょうか。	同一の室で同一年度のデータが複数ある場合は、クールビズではそのうち室内温度が最も高いもの、ウォームビズではそのうち室内温度が最も低いもので評価していただいて結構です。
102	Ⅲ 1b.9	2管式の空調機で冬季冷房している場合は、冬季の実績は含めず夏季の実績のみで評価してよいでしょうか。	2管式の空調機で、年間、冷水のみを供給している場合は、冬季の実績は含めず夏季の実績のみで評価していただいて結構です。
103	Ⅲ 1b.11	給排気バランスの管理方法について、具体的な例があれば教えてください。	給排気バランスが極端な正圧や負圧になっていないことの点検を行っており点検記録表等が作成されていること、抜き打ちによる現地確認において建物出入口でバランスが取れていることが確認できれば、実施となります。
104	Ⅲ 1b.11	給排気バランスをチェックする頻度について、どの程度の頻度でチェックしていればよいでしょうか。	給排気バランスをチェックする頻度は決めておりません。過大な隙間風の進入が無いように、点検されていれば、「実施」として結構です。
105	Ⅲ 1b.12	電気室に蓄電設備があり、室内温度を25℃以上にすると蓄電機が経年劣化してしまいます。バッテリーの寿命を考えて、室内温度を25℃設定とした場合でも「実施」となるでしょうか。	室内設定温度が30℃以上に設定されていなければ、「実施」となりません。
106	Ⅲ 1b.14	本評価項目では、エレベーター機械室の空調機の設定温度が18℃ですが、Ⅲ 1b.12「エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化」の項目では、室内設定温度が30℃となっております。どちらの温度設定にしたらよいのかご教示いただけますでしょうか。また、どのような違いか教えてください。	Ⅲ 1b.12は室内設定温度についてであり、Ⅲ 1b.14は空調機の給気温度又は還気温度についてのものです。室内温度と、空調機の給気温度又は還気温度が、同じ設定温度になっており、冷風が出ない状態で空調機又はパッケージ形空調機のファンが連続運転になっている事例も多く見られます。室内設定温度を高く、空調機の給気温度又は還気温度を低く設定することで、室内温度センサーが設定温度を満足した時点で空調機が停止するので、空調機の運転時間が短くなり部分負荷運転状態で運転を継続するより省エネになります。
107	Ⅲ 1b.17	地下駐車場の床面積が大規模で、複数の給気ファンが設置されています。その全ての機器を停止する事が難しい場合、一部除いて停止していれば「実施」としてよいでしょうか。	地下駐車場が複数フロアあり、複数台のファンがある場合、自然給気によりいずれかの給気ファンが常時停止されていれば、「実施」として結構です。
108	Ⅲ 1c.1	間引き点灯又は調光等による照度条件緩和に、「人感センサー」は含まれるでしょうか。	人感センサーは含みません。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
109	Ⅲ 1c.1	判断基準にて、「Ⅱ 3c.1高効率照明器具の導入において、主たる室用途(廊下、エントランスホール、駐車場)ごとの点数が0.9以上である。」とありますが、具体的にどこの点数ですか。	地球温暖化対策推進状況評価ツールの第1号様式その12のⅡ 3c.1高効率照明器具の導入の廊下、エントランスホール、駐車場の点数です。 
110	Ⅲ 1c.3	予備の変圧器、設置当初から遮断されている変圧器は、変圧器の遮断に該当する不要の変圧器に含まれますか？	この評価項目の不要の変圧器には含まれませんので、除外していただいて結構です。
111	Ⅲ 1d.1	中水(再生水)も評価対象となるでしょうか。	上水、中水にかかわらず、対象となります。
112	Ⅲ 1d.1	給水ポンプが複数台ある場合、全てのポンプで設定圧力の調整が必要でしょうか。	全てのポンプで設定圧力の調整が必要です。
113	Ⅲ 1d.3	バルブを全開にするとポンプモーターの許容電流を超過するため、ポンプ運転時、モーターの電流が定格電流になるようバルブ開度を調整しています。この場合、「実施」としてよいでしょうか。	ご質問の場合、「実施」となります。ただし、バルブを全開にした場合にトリップすると証明できる根拠書類を準備してください。
114	Ⅲ 1d.3	バルブ開度の調整は自動、手動関係なく全てが対象となるのでしょうか。	開度調整の自動、手動にかかわらず、全てのバルブが対象となります。
115	Ⅲ 1d.6	省エネ対策上、保健所の指導は関係なく35℃以下にされているかいないかの判断をすることでよろしいでしょうか。	中央給湯方式については、温度調整弁の給湯温度で判断するため、温度調整弁の設定温度を35℃以下に設定されていれば結構です。
116	Ⅲ 1e.1	判断基準に「夜間・休日等」とあり、「夜間及び休日」と考えられるが、判断基準では「夜間又は休日」と記載されています。どちらが正でしょうか。	「夜間又は休日」が正となります。
117	Ⅲ 1f.3	エアコンプレッサーが圧力スイッチによる発停をしています。非使用時間帯は圧力低下がないので、エアコンプレッサーの停止が実施されていると考えてよいでしょうか。	スタンバイ状態(アンロード状態)であると考えられますので、「実施」とはなりません。
118	Ⅲ 1f.4	消防設備(予作動式スプリンクラー)のエアコンプレッサーも評価の対象となるでしょうか。	予作動式スプリンクラーのエアコンプレッサーは評価の対象に含まれます。
119	Ⅲ 2a.1	冷凍機のコンデンサ・エボパレータの清掃についてメーカー以外の整備専門会社が、毎年清掃を実施した場合でも、メーカーの清掃と同様に「実施」となるでしょうか。	メーカー以外が清掃を実施した場合でも、清掃の頻度が5年以下であれば、「実施」としていただいて結構です。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
120	Ⅲ 2a.1	燃焼機器の伝熱面の清掃・スケール除去について メーカー以外の整備専門会社が、毎年清掃及びスケール除去を実施した場合でも、メーカーの清掃と同様に「実施」となるでしょうか。	メーカー以外が清掃及びスケール除去を実施した場合でも、清掃・除去の頻度が5年以下であれば、「実施」としていただいて結構です。
121	Ⅲ 2a.1	コージェネレーション設備(ガスタービン+排熱ボイラー)を導入している場合、排熱ボイラーの伝熱面の清掃・スケール除去は評価対象になるでしょうか。	コージェネレーション設備の排熱ボイラーは評価対象外となります。
122	Ⅲ 2a.1	ガスタービンは燃焼機器に該当するでしょうか。	ガスタービンは、評価の対象外となります。
123	Ⅲ 2a.2	冷却塔の構造上、充填材の清掃が難しい場合も実施の必要があるでしょうか。	充填材の清掃が難しい場合も実施の必要があります。分解洗浄や高圧洗浄が難しい場合、薬品洗浄でもかまいません。
124	Ⅲ 2a.2	冷却水に薬注を行っている場合、水質管理を「実施」としてよいでしょうか。	冷却水に薬注を行っているだけでは、水質管理を実施していることにはなりません。水質測定を実施し、水質が適正でない場合は、適正な措置を施すことを含む必要があります。
125	Ⅲ 2a.2	開放式冷却塔を対象にしておりますが、密閉式冷却塔を導入している場合も評価対象となるのでしょうか。	密閉式冷却塔も評価対象となります。
126	Ⅲ 2a.2	密閉式冷却塔の水質管理対象は、散布水と密閉冷却水の両方を対象とするのでしょうか。	散布水のみを評価対象として結構です。
127	Ⅲ 2a.3	製造メーカーと契約を結んだサービス代行店が、熱源用制御機器の点検を実施する場合、サービス代行店はメーカーと同等と考えて良いでしょうか。	サービス代行店は、メーカーと同等と考えていただいて結構です。
128	Ⅲ 2a.4	熱交換器の定義を教えてください。 シェル&チューブ、フィンチューブ、プレートフィンチューブは熱交換器に該当するでしょうか。また、ボイラのエコノマイザは、熱交換器に含まれるでしょうか。	認定ガイドラインp.280に記載のとおり、水-水、蒸気-水、ブライン-水の熱交換器としてください。したがって、空気-水の熱交換器は含まれません。 シェル&チューブ、フィンチューブ、プレートフィンチューブは熱交換器に該当します。 ボイラのエコノマイザは熱交換器に該当しません。
129	Ⅲ 2b.1	フィルターの点検をし、良好のときは清掃しない場合も、実施とみなしてよいでしょうか。	清掃の実施を評価していますので、点検(目視等)だけでは実施したことにはなりません。
130	Ⅲ 2b.1	オートロールフィルターの場合の評価方法を教えてください。	オートロールフィルターの場合、フィルターの巻き取りをフィルターの清掃とみなして評価していただいて結構です。
131	Ⅲ 2b.2	メーカーによる精度チェックが、遠隔診断によるセンサー等の状態確認及び調整の場合は、「実施」としてよいでしょうか。	遠隔診断を行い、メーカーで定めた精度チェック及び調整を行っている場合は「実施」として結構です。
132	Ⅲ 2b.2	1回の精度チェックはセンサー類全数に対して、どの程度の割合で実施されている必要があるでしょうか。	温湿度、CO2濃度センサー等、空調・換気設備におけるセンサー類の各々全数に対して精度チェックが行われた場合、各々1回の精度チェックが実施されたとして、その頻度を選択してください。また、精度チェックの頻度がセンサーの種類等により異なる場合は、最も短い周期(全体に占める割合が10%未満のものを除く。)の頻度を選択してください。

番号	評価項目No.	質問内容	回答
133	Ⅲ 2b.2	センサー類の精度チェック、制御ダンパ等の作動チェックはメーカーによるものと規定されていますが、メーカーが点検する項目を設備作業員が行いデータを残しておけば良いでしょうか。	判断基準(1)ウに記載のとおり、メーカーが推奨する技術基準に基づいて行っていれば結構です。
134	Ⅲ 2b.2	CAV、VAV(定風量制御装置、可変風量制御装置)も本評価項目の対象となるでしょうか。	CAV、VAVも対象となります。
135	Ⅲ 2b.2	判断基準(2)について、作動チェックの頻度について、センサー類・制御ダンパ類の10%以上で行っていれば「実施」となるという意味でしょうか。	全てのセンサー類・制御ダンパ類で判断基準(1)ア～ウの全てを満たしている場合、「実施」となります。センサー類・制御ダンパ類の10%以上で行っていれば「実施」となるわけではありません。
136	Ⅲ 2b.1 2b.3	「清浄の頻度の優先順位」とはどのような意味か教えてください。	「清掃の頻度の優先順位」とは、清掃を必要とする頻度を評価する機器の優先順位です。空調機、パッケージ形空調機、ファンコイルユニットの清掃頻度の順で取組状況を選択して下さい。
137	Ⅲ 2c.1	中央監視で照度や人感センサーの動作状況の確認を行なっていれば「実施」となるでしょうか。	中央監視上で照明の動作状況を確認するだけでは、「実施」とみなされません。人感センサーや明るさセンサーの動作と照明の動作状況を、突合して確認する必要があります。
138	Ⅲ 2c.2	定期的なランプ交換の実施について照明はLEDを採用しているが、定期的なランプ交換は実施されているとしてよいですか。	LEDの場合でも、定期的なランプ交換は必要となります。ただし、LEDは長寿命ですので、導入したばかりではランプ交換を実施していない場合もあると思いますので、その場合は、ランプの寿命を考慮したランプ交換の計画が立てられていれば「実施」となりません。
139	Ⅲ 2c.2	判断基準(1)で、床面積合計値が「1000㎡以上で」と記載があるが、対象は主たる居室でしょうか。	対象は主たる居室に限りません。
140	Ⅲ 2f.1	設置面積1.6㎡以上の冷凍・冷蔵庫が対象となっていますが、これは各冷蔵庫単体で見えるのか、又は各冷蔵庫の合計で判断するのでしょうか。	各冷蔵庫単体の面積で判断して下さい。